

改 正 後	現 行
別紙	別紙
<h2 style="text-align: center;">設計業務の価格積算基準</h2>	<h2 style="text-align: center;">設計業務の価格積算基準</h2>
<p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 直接原価</p> <p>直接原価は、設計作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>直接人件費は、設計作業の実施に必要な技術者に要する費用である。（作業打合せ及び現地調査等の<u>往復旅行時間</u>に係る技術者の基準日額を含む。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>3-2 その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。</p> <p>なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費、<u>業務実績の登録等に要する費用</u>を含むものである。</p> <p>(1) 間接原価</p> <p>間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、<u>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</u>である。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>3-3・3-4 [略]</p> <p>4 設計業務費の積算</p> <p>建設コンサルタント等を対象とする場合の設計業務費は、次の算定方式により算定する。</p> $\text{設計業務費} = (\text{設計業務価格}) + (\text{消費税相当額})$ $= \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}$ <p>(1) 直接人件費</p> <p>当該設計業務に必要な技術者を積上げて算定する。</p> <p>なお、直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。</p> <p>1) 所要人員</p> <p>[略]</p> <p>2) 基準日額</p> <p>基準日額は、別に定める「調査設計業務等の技術者基準日額」によるほか、<u>実績</u>に即した賃金を採用するも</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 直接原価</p> <p>直接原価は、設計作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>直接人件費は、設計作業の実施に必要な技術者に要する費用である。（作業打合せ及び現地調査等の<u>旅行日</u>に係る技術者の基準日額を含む。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>3-2 その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。</p> <p>なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。</p> <p>(1) 間接原価</p> <p>間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。</p> <p>3-3・3-4 [略]</p> <p>4 設計業務費の積算</p> <p>建設コンサルタント等を対象とする場合の設計業務費は、次の算定方式により算定する。</p> $\text{設計業務費} = (\text{設計業務価格}) + (\text{消費税相当額})$ $= \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}$ <p>(1) 直接人件費</p> <p>当該設計業務に必要な技術者を積上げて算定する。</p> <p>なお、直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。</p> <p>1) 所要人員</p> <p>[略]</p> <p>2) 基準日額</p> <p>基準日額は、別に定める「調査設計業務等の技術者基準日額」によるほか、<u>実状</u>に即した賃金を採用するも</p>

改正後

現行

のとする。
(2)～(5)
[略]

のとする。
(2)～(5)
[略]